

令和7年度

大阪府の予算及び施策に対する要望と回答

令和6年9月

公益社団法人 大阪府看護協会

超少子高齢化が進展する中で、全世代の府民に必要とされる医療を提供していくためには、看護人材の確保と定着が喫緊の課題です。

令和5年10月に「看護師等の確保を推進するための措置に関する基本的な指針」が改定され、量的確保と資質の向上を図りながら、これからの看護職の確保を推進するための方向性が示されました。

看護職が活動する場所が拡大していく中で、労働環境の整備、働き方改革は、より一層、柔軟な対応が求められます。

大阪府内の人口動態は、ますます高齢化、独居化、身寄りなし世帯の増加が見込まれ、医療機関から介護施設、在宅へと人々の療養環境の変化に様々な保健、医療、福祉の総合サービスが手に届くよう、関係団体が連携できるシステムが望まれています。

令和6年4月から感染症法及び医療法の改正により、災害支援ナースが災害発生時のみならず、新型コロナなど新興感染症等がまん延した際にも派遣されるようになり、他府県からの受援を含め、体制の整備が早急に必要となります。

大阪府の令和7年度当初予算の編成及び施策の立案に対しまして、大阪府看護協会として次の通り要望申し上げますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

1. 看護職の人材確保

最重点要望

要望（1）（ナースセンターへの財政的支援）

今後、労働人口の減少とともに医療にかかわる看護人材の確保は喫緊の課題である。看護の就業場所が広がっていることを考慮し、ナースセンターでは、様々な研修を企画しているところであり、引き続き潜在看護師の復職支援及び就業斡旋に向け、財政的支援を継続されたい。

「回答」潜在看護師の復帰支援は、看護職員確保対策として実施している3つの柱「養成・資質向上」「定着・離職防止」「再就業支援」の一つであり、持続的に取り組んでいく必要があると認識しています。引き続き、ナースセンターで実施する再就業支援研修事業及び看護職のための相談・あっせん業務に必要な予算の確保に努めてまいります。（医療対策課医療人材確保G）

要望（2）（就業促進のための人員配置に係る予算確保）

ナースセンターの就職マッチングの実績を向上させるには、求職者に対するきめ細やかな復職支援や転職相談はもとより、日常的に求人施設側が多様な働き方を考え、導入できるよう実効ある求人支援をあわせて行う必要がある。そのためには、ナースセンターで就業支援や相談等に対応する全ての職員の要件として、現委託業務仕様書の就業協力員の要件と同等の、業務従事年数が10年以上であること、豊富な現場経験を有すること、現場で看護の中心的役割を担った経験を有することが不可欠である。上記の人員配置に対応できる予算確保をされたい。また、看護補助者就業の促進においても、看護補助者の業務に関する求職者や求人施設の認知や理解が不十分である現状に鑑み、双方の実情を理解して柔軟に支援できるよう、上記と同等の要件に相当する人員を配置することが必須であり、必要な予算確保をされたい。

「回答」令和7年度ナースセンター事業の委託費の検討にあたっては、看護職による対応が必要な業務について貴法人と相談し、近年、求職者のニーズが多様化し、相談内容が複雑化・高度化していること、来年度よりハローワークとの連携強化や求人施設向け人事責任者向けセミナーを試行実施するこ

と等を踏まえて、相談員の人件費について増額が必要と判断し、その予算を確保したところです。また、看護補助者の就業促進については、厚生労働省の「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」や日本看護協会の「看護補助者の確保・定着推進事業」の実施要項において必要性が示されており、大阪府としても取り組んでいく必要があると考えています。引き続き、貴法人及び大阪労働局と連携して看護補助者の就業促進に取り組みつ、医療機関のニーズ、取組む内容、成果等を踏まえ、必要に応じて予算の確保を検討します。引き続き、ナースセンター事業の実施に必要な予算の確保に努めてまいります。(医療対策課医療人材確保G)

要望3) (ナースセンター事業の広報強化)

ナースセンター事業の実績を上げるためには、ナースセンターの認知度を高め、求人施設及び求職者に有効活用されることが重要であるが、受託事業として広報には限界がある。このため、大阪府におかれては、事業実施に必要な予算確保のほか、府や他自治体の広報紙の活用などにより、ナースセンター事業の広報活動を積極的に担われない。

《回答》ナースセンター事業については、今年度、就職相談会等の情報を大阪府HPに掲載するとともに、就職相談会の対象となる地域の市役所にチラシの配架を行ったほか、府政だよりや大阪府が運営しているSNS (X、Facebook) 等での情報発信も実施しました。引き続き、積極的な広報活動を行っていきます。

【就職相談会(7回/年)の広報実績】市役所へのチラシ配架:全7回(配架エリア:大阪市、堺、三島・豊能、泉州、北河内、中河内、南河内)・<ピピッとネット>全7回・<X>2回・<Facebook>2回・<府政だより>1回(※X、Facebook、府政だよりについては、7回とも掲載希望のエントリーを実施しているが、掲載記事の選定が行われるため、希望通りとはならない。)(医療対策課医療人材確保G)

重点要望

要望1) (保健師の人材確保)

地域における保健師の保健活動については、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、保健活動の対象や内容が拡大され、人材確保が難しい状況がある。令和4年度厚生労働省『保健師の活動基盤に関する基礎調査 報告書』によると、保健師採用・確保における課題は、「計画的に採用・確保できておらず、年代が偏っている」(47.0%)が最も多く、次いで「採用する保健師の質が確保できていない」(38.7%)、「募集人数に対し、十分な応募者数が確保できない」(34.7%)等が明確になった。保健師の魅力を発信し、人材確保・保健師活動の支援につながるような事業ができるよう、必要な措置を講じられたい。また、保健師の人材確保にむけた就職フェア等を実施するための財政支援を図られたい。

《回答》行政保健師の人材確保について、大阪府では人事委員会や各大学主催の就職セミナー等への参加、大阪府の採用案内のホームページなどを通じて、行政保健師の業務やその魅力を発信しています。また、職員採用試験において既卒者の積極的な雇用を行っており、これらの取り組みにより年代の偏りなく採用者を確保している状況です。一方で、大阪府内の市町村の中には人材確保や人材育成が困難な自治体もあることから、大阪府としては保健所設置市をはじめ、各市町村と連携し、保健師学生の臨地実習を積極的に受け入れ、実習を通じて保健師活動の魅力を直接伝えとともに、行政保健師を志望するインターンシップの受け入れも推進しています。さらに、保健所設置市の保健師も参画する「府・政令中核市保健活動連絡会」において、人材確保や人材育成の取り組みに関する意見交換を実施しています。行政保健師の人材育成については、市町村保健師と合同の研修会を毎年実施しており、特に今年度は近畿各府県と共同で近畿ブロック研修会を9月に開催し、能登半島地震対応の振り返りを

行い、災害対応の人材育成に努めました。引き続き、これらの取り組みを充実させ、行政保健師の人材確保や人材育成を推進してまいります。また、ナースセンター事業の一環として、保健師を含む看護職を対象に、大阪府内地域ごと（大阪市、堺、三島・豊能、泉州、北河内、中河内、南河内）に就職相談会を開催し、看護職の就業支援・人材確保を支援しています。（健康医療総務課保健所・事業推進G/医療対策課医療人材確保G）

要望2）（看護補助者の人材確保）

日本看護協会「2023年病院看護実態調査」における大阪府内の看護補助者（正規雇用）の離職率は17.8%（全国平均13.6%）、非正規雇用者は32.5%（全国平均25.5%）であった。看護補助者を必要とする医療機関等が必要な人材を確保することができ、看護補助者が適切な処遇のもと就業継続できるよう関係各所へ働きかけられたい。

《回答》大阪府としても、看護師がその専門性をさらに発揮し、患者中心のより質の高い医療を提供できるようにするためには、看護補助者の確保は不可欠と認識しており、貴法人と連携しながら、関係各所への働きかけるための方策について検討してまいります。（医療対策課医療人材確保G）

要望3）（委託事業の予算確保）

本会では、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会のほか、看護職の人材育成・確保に係る事業を大阪府から受託実施しているが、研修の期間・規模に応じて会場の長期確保等が必要となる。また、受講料収入も委託事業に組みこまれており、これらが確保できないため本会の持ち出しになっている事業もある。今後とも継続して実施できるよう、会場の長期継続利用に見合う予算確保を行うとともに受講定員の見直しなど対応を図られたい。

《回答》大阪府では、専任教員養成講習会、実習指導者講習会及び多施設合同研修等、看護職の人材育成・確保に係る事業を貴法人への委託事業として実施しているところであり、令和7年度も近年の光熱費の高騰や貴法人の会場使用料の増額等に伴い、各種講習会や研修の必要経費を見直すとともに、近年における受講者数の傾向を反映し、受講定員を見直した上で、事業に必要な予算を確保したところです。引き続き、継続実施できるよう委託事業の予算確保に努めてまいります。（医療対策課医療人材確保G）

要望4）（新人看護職員研修責任者研修への財政的支援）

中小規模病院や自施設で新人看護職員研修ができない施設を対象に実施している「多施設合同研修」の対象者を訪問看護ステーション等へさらに拡大し、地域看護を担う新人看護職員の離職率を改善するため、新人看護職員に対する研修の支援を継続されたい。

また、医療機関が実施する新人看護職員研修に要する経費及び研修責任者研修修了者フォローアップ研修について補助事業の対象としていただいているが、これに加え、新人看護職員研修責任者研修も補助事業として財政的支援を図られたい。

《回答》中小規模病院や自施設が単独で新人研修を実施できない施設の新人看護職員を対象に実施している「多施設合同研修」の対象者について、令和6年度より訪問看護ステーションへ拡大しました。引き続き、研修の支援を継続するための予算確保に努めてまいります。新人看護職員研修責任者研修については、平成22年度から貴法人への委託事業として実施しておりましたが、一定の研修責任者が養成できたことから、平成25年度をもって終了し、平成26年度からは、研修責任者研修修了者フォローアップ研修の受講料を対象とした補助事業を開始したところです。新人看護職員研修責任者研修の受講料を補助事業の対象とするかについては、貴法人と相談しながら、研修責任者の充足状況等を勘案し検討してまいります（医療対策課医療人材確保G）

要望５）（ハローワーク来訪者とのオンライン相談の推進）

ナースセンターでは、潜在看護師へ向けた就職相談、就職斡旋を行っているが、求職者の多くはハローワークを来訪される。ハローワークに来訪した求職者が専門性を有するナースセンター職員とオンライン相談することで就業支援の実績向上が期待されるが、ハローワーク来訪者とのオンライン相談のためには、ハローワークでの相談スペースや機器の確保が必要であり、難渋している。ハローワーク来訪者とのオンライン相談が促進されるよう、大阪労働局やハローワークなど関係各所への働きかけを強化されたい。

「回答」大阪府としても、ハローワークとの連携は必要不可欠と認識しており、「ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」を毎年開催して、情報交換や求人施設の拡大に向けたハローワークとの関係強化に努めているところです。また、オンラインでの就業相談について、ハローワークの相談窓口の設置状況や相談実績を見ながら、引き続き、オンライン相談が促進されるよう関係各所へ働きかけを強化していきます。なお、ハローワークでの相談スペースや機器の確保については、機器の管理方法等の課題があるため、引き続き、貴法人やハローワークと相談しながら、ハローワーク来訪者が円滑にオンライン相談できる手法等について検討を進めていきます。（医療対策課医療人材確保Ｇ）

要望６）（ナースセンターでのSNS、オンデマンド通信の強化）

潜在看護師への情報発信などを通じて、常にナースセンターと潜在看護師がつながりを持つことができるようSNSやオンデマンド通信の強化、拡大について支援をお願いしたい。

復職支援研修などに参加できない潜在看護職に対し、動画配信での研修を行うことで、知識の習得及び就業の支援につなげることが期待できると考えられる。財政的な支援をお願いしたい。

「回答」潜在看護師に対するSNSやオンデマンド配信等による情報発信や動画配信での研修の実施については、時代のニーズに合った手法で行えるよう、引き続き、貴法人と相談し取り組みつつ、必要に応じて予算確保に努めてまいります。（医療対策課医療人材確保Ｇ）

要望７）（准看護師養成所の基礎教育の質向上支援）

質の高い医療・看護サービスを提供するために、准看護師養成所における基礎教育の質向上に支援を図られたい。また、看護師養成所への転換を促進されたい。

「回答」准看護師養成所を含めた看護師等養成所における基礎教育の質向上のため、大阪府では看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに基づき、毎年14条報告や定期指導調査等を通して指導に努めています。また、准看護師養成所の新規設置の際には、卒業生の進学支援や2年課程の設置等、看護師免許取得につながる支援の実施を指導するとともに、平成28年4月1日以降新規設置の准看護師養成所については、看護師等養成所運営費補助事業による補助金交付の対象外とすることで、看護師養成所への転換を促しているところです。看護職の養成にあたっては、今後も国の動向を注視し、必要な取り組みを実施します。（医療対策課医療人材確保Ｇ）

要望８）（特定行為研修の活用推進）

看護協会では特定行為研修を開催しているが、特定行為研修修了者が自施設、地域での活用推進が図られるよう関係各所と協力支援をいただきたい。また、本会は2018年より特定行為に係る看護師の研修を実施し、2023年度末で380名修了しているが、本会の調査によると研修修了後に特定行為を実施している者は69.8%であり、3割は実施できていない。特定行為研修修了者が他職種や地域に広がるチーム医療のキーパーソンとしての役割を發揮するための支援として実践報告会等のフォローアップ研修を定期的に開催できるよう、財政的支援を図られたい。

「回答」特定行為研修修了者が少しでも多く、特定行為を実施していただくには、病院管理者等の理解が必要と認識しています。そのため、大阪府では、大阪府医療勤務環境改善支援センターにおいて、全病院・有床診療所を対象に特定行為研修修了者の就業状況や好事例等の実態を調査し、医療機関へ把握した好事例のフィードバック（横展開）を行っています。引き続き、特定行為の実施状況、医療機関における課題等を踏まえ、貴法人と相談しながら医療機関への支援を行いつつ、必要に応じて取組みに係る予算の確保を検討してまいります。（医療対策課医療人材確保G）

要望 9）（特定行為研修の代替職員確保支援の対象拡大と受講者支援）

第8次大阪府医療計画に則り、2029年度末には特定行為研修修了者の従事者1,300人を目指すために受講者への財政的支援を図りたい。

また、特定行為研修に関する大阪府補助金事業「特定行為研修の代替職員確保支援事業」の、代替職員確保事業の対象者「訪問看護ステーションに勤務する」について、対象を限定するのではなく、「あらゆる場で勤務する看護職」に拡大し、特定行為研修受講者を確保できるよう、取組みを支援いただきたい。

「回答」受講者への財政的支援及び代替職員確保事業の対象者拡大については、大阪府の財政事情も踏まえ、大阪府における状況や課題等に鑑み、必要性等を含め検討してまいります。なお、令和6年度から、特定行為研修を含む感染管理認定看護師の資格取得に係る教育機関の受講について、その受講に必要な授業料等を対象にした医療機関への補助制度を開始し、資格取得を支援しているところです。（医療対策課医療人材確保G）

要望 10）（教員・実習指導者の養成、フォローアップ研修の支援）

看護師養成所及び臨地実習施設における教員や実習指導者などの養成や確保、定着に向けた支援の継続を図りたい。さらに、教員や実習指導者の資質向上や役割が継続できるよう、フォローアップ研修を実施している。定期的な機会を設けられるよう、財政的支援を図りたい。

「回答」大阪府では、看護師等養成所の教員や臨地実習施設における実習指導者の養成及び資質向上を図るため、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会を貴法人への委託事業として実施しているところであり、引き続き、予算確保に努めてまいります。また、教員の資質向上を目的に、令和4年度から看護師等養成所の全ての看護教員を対象に、専任教員養成講習会のeラーニングコンテンツを利用できる研修を厚生労働省が実施しており、看護教員の知識の再確認、自己研鑽の機会として活用できるよう、府内の看護師等養成所へ周知しております。（医療対策課医療人材確保G）

要望 11）（健康医療部での看護職の配置）

健康医療部の施策、とりわけ看護と密接に関連する施策の立案と事業の実施に当たっては厚生労働省看護課等との交渉が重要であり、看護師の専門性が不可欠であることから、必要なポストに安定して看護職を配置されたい。

「回答」健康医療部では、医師をはじめとする技術職員を配置し、健康医療行政の推進における専門的な業務に対応しています。その中でも看護施策の推進にあたっては、医療現場の実態を熟知し、かつ、最新の医学的・臨床的な知識・経験や管理的立場での実務経験を持った人材が必要であると認識しており、現在、保健医療室に看護師を一名配置するとともに、感染症対策等、様々な施策において貴法人とも連携させていただきながら、取組みを進めているところです。今後も、業務内容や業務量に見合った適正な人員体制の整備に努めてまいります。（健康医療総務課人事G）

2. 看護職の労働環境の整備

最重点要望

要望1) (看護職へのハラスメントの相談対応)

医療現場における暴言・暴力等のハラスメント対策については早急に取り組むことが必要ではあるが、大阪府内では看護職のハラスメント相談窓口がなく、メンタルヘルス相談窓口やナースセンター相談窓口にて対応している状況がある。ハラスメントに関する相談対応には専門家による適切な対応が必要となるため、看護職の職務を理解した上で相談対応ができるよう、専門的相談窓口の設置や財政的な支援を図られたい。

《回答》医療現場でのハラスメントに関して、平成31年2月に国より「医療現場における暴言・暴力等のハラスメント対策について」の具体的な取組事例の情報提供を受け、大阪府においても、本内容について大阪府ホームページなどを通じて、医療機関をはじめ、広く周知を図っているところです。また、大阪府労働相談センターでは、職場のハラスメントを含む労働相談に対応しており、職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に対して、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる取組み（メンタルヘルス専門相談）を平成24年5月から、毎月5回実施しているところです。さらに、事業所における、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善などのメンタルヘルス対策の課題に対応するため、メンタルヘルス推進担当者や人事労務担当者に対する研修(事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会)を令和7年度も引き続き、2回実施予定です。大阪府としても、看護職を対象としたメンタルヘルス、ハラスメント等については、人材確保と労働環境の向上の観点からも重要な課題であると認識しており、適切な予防と対策を事業者が組織的に対応していくために必要な支援等について、貴法人と相談し、必要となる取組みやその取組みに必要な予算の確保を検討してまいります。
(医療対策課医療人材確保G/商工労働部雇用推進室労働環境課相談G)

要望2) (病院全体でのタスク・シフト/シェアの推進)

令和3年、医療機関におけるタスク・シフト/シェアの検討や取組みについて法整備がなされた。本会が昨年10月に実施した「看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェアに関する実態調査」では、タスク・シフト/シェアに関する会議や委員会の開催は203病院中91病院、44.8%であった。看護専門性を発揮するためには、看護業務の効率化及び多職種とのタスク・シフト/シェアを推進することが求められており、病院全体でタスク・シフト/シェアが推進されるよう関係各所への働きかけを図られたい。

《回答》大阪府では大阪府医療勤務環境改善支援センターにおいて、貴法人をはじめとした医療関係団体で構成される運営協議会を開催し、医療勤務環境改善に関する課題の共有や解決策の具体化等を行っているところです。また、「医師の働き方改革の施行後実態調査」として、各医療機関におけるタスク・シフト/シェアの実施状況を調査し、把握した好事例を大阪府医療勤務環境改善支援センターの研修会等において、医療機関への周知を行っているところです。今後も、貴法人の協力も得ながら、病院全体で働き方改革が推進されるよう、医療機関に働きかけてまいります。(医療対策課医療人材確保G)

重点要望

要望１）（ベースアップ評価料に関する相談窓口設置）

令和6年度診療報酬改定より新設された「ベースアップ評価料」は、具体的にどの職種の賃金をいくら上げるか、その分配方法は各医療機関で自由に決めることができるものであるため、賃金の改定に時間と労力を要する。専門家による相談窓口を設置されたい。

「回答」賃金をはじめとする勤務労働条件の整備や診療報酬の算定については、施設における課題、経営状況等に応じて、各医療機関で検討し判断されるものであり、各機関で必要性を勘案し、実施いただきたいと考えています。そのためのサポートとして、大阪府医療勤務環境改善支援センターにおいて、就業規則や賃金規定についての一般的な相談を受け付けております。（医療対策課医療人材確保G）

要望２）（看護職の労働環境整備）

看護職の労働環境整備として看護記録の音声入力や通信機能付きデバイス（バイタルサインの測定が電子カルテに自動取り込みされる）の活用は、看護職と医師との情報共有や記録時間短縮に効果があることが、学会等で発表されている。中小病院では、これらの機器を自施設で整備することが困難なことから、「看護師勤務環境改善施設整備費補助金」やその他財政的支援が活用できるよう支援されたい。

なお、大阪府看護師勤務環境改善施設整備費補助金交付要綱第2条（１）で補助対象となる事業の条件として「申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいること」とあるため、上記機器の導入に適用できるようにされたい。

「回答」「看護師勤務環境改善施設整備費補助金」では、看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整えることを目的に、ナースステーションや処置室、カンファレンスルームの拡充や新設等にかかる建築費の一部を補助しています。令和6年12月に公表されました国の緊急支援パッケージにおいて、ベースアップ評価料を算定している医療機関等を対象に、業務効率化に資するICT機器導入に係る経費等を補助する制度が新たに創設されました。大阪府では、令和7年度当初予算案に約47億円を計上しており、この補助制度を活用し、医療機関等の業務生産性向上を支援していく予定です。（医療対策課医療人材確保G）

要望３）（看護職の勤務実態、労働環境の把握）

大阪府医療勤務環境改善支援センターは、医師の働き方改革、宿日直申請に関する支援に重点が置かれているが、保健師助産師看護師法に定められている業の特徴から、看護職者の働き方は医師の働き方に直結しているため、看護職者の勤務実態、労働環境についても同時に把握していただき、適正に改善されるよう対応されたい。

「回答」大阪府医療勤務環境改善支援センターは、医療機関が看護職員を含めた医療従事者の勤務環境の改善に向けた自主的な取組が促進されるよう、地域の関係者と連携し、公的支援機関として、医療機関に対する勤務環境の改善の重要性の周知や、具体的な改善の支援を行う役割を担っています。看護師の勤務実態や労働環境については、令和6年7月に実施した「医師の働き方改革に関する法令施行後の実態調査」などを通じて、勤務状況を調査し、実態の把握に努めています。調査結果をもとに、大阪府医療勤務環境改善支援センターにおいて、病院のニーズに応じた個別のアドバイスなども実施し、医療機関における取組みを支援してまいります。（医療対策課医療人材確保G）

3. 地域包括ケアシステムの推進

最重点要望

要望1) (ACP理解の府民への普及啓発)

府民が住み慣れた地域で人生をよりよく過ごすために、ACPにかかわる意思決定支援ツールの作成や支援技術の習得、専門的知識を持った看護職育成等の事業を令和2年度より実施した。様々な地域・場所で暮らす、すべての住民がACPについて理解し、自分ごととして捉えることができるよう、府民への普及啓発の継続をお願いしたい。

また、ACPに関する研修会やセミナー等を開催する際はACP支援専門人材バンクに登録されているACP支援コーディネーターを活用いただくようお願いしたい。

「回答」令和3年度からの2年間は、貴法人への補助事業として令和2年度に作成された「看護職のためのACP支援マニュアル」を活用した研修を補助事業として実施いただき、多くのACPの指導的役割を果たす専門人材を育成いただきました。令和5年度からは、訪問看護師や介護職も研修対象に加え、大阪府訪問看護ステーション協会への補助事業としてACP支援実践人材育成研修を各地域で実施しており、貴法人内で育成された専門人材にも講師等としてご活躍いただいているところです。また、大阪府においても、令和2年度から人生会議実践記入シートや啓発冊子等の啓発資材を貴法人協力のもと作成し配付しているほか、令和6年度からはSNSを活用した動画広告の配信や、11月30日の「人生会議の日」に府民公開講座を実施するなど、新たな普及啓発に取り組んでいます。今後も、貴法人及び大阪府訪問看護ステーション協会をはじめ関係団体と連携してACPの普及啓発に取り組んでまいります。(保健医療企画課在宅医療推進G)

要望2) (在宅サービスでのカスタマハラスメント相談窓口)

近年増え続ける在宅サービス現場における利用者・家族等からのハラスメントについて、居宅サービスは密室でもあり、時間拘束、暴言、脅迫、セクハラ等を受けた職員の恐怖は計り知れない。調査においても、過去にカスタマハラスメント経験のある事業所は約50%で、年々増加傾向にある。重要事項説明書の記載徹底とカスタマハラスメント対応マニュアル等作成し、対応しているところであるが、府民への理解の普及が必要である。従事者の安全確保の視点からも、防止策および対応策の検討および実施(複数名訪問等)への財政支援ならびに、弁護士だけではなく現場で被害にあう誰もが相談できる専門相談窓口設置を早急に整備されたい。

「回答」介護職員が安心して働くことができる環境をつくり、安定的なサービスを提供できるよう、介護事業者及び介護職員への研修や弁護士その他専門職による相談窓口の設置を行い、カスタマハラスメント対策への支援に取り組んでまいります。(福祉部高齢介護室介護事業者課居宅G)

要望3) (外来における在宅療養支援能力向上の研修への支援)

全世代を対象とした地域包括ケアシステムを推進していくためには外来看護において、地域における自施設の外来が果たすべき役割を認識するとともに在宅療養支援に関する知識の習得が必要である。外来における在宅療養支援能力向上のための研修に対する財政支援を図られたい。

「回答」地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、看護職の働く場も多様になっており、外来看護師を含めた看護職員の育成方策として、新人看護職員研修・再就業支援・看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業など質の高い看護師の育成に努めております。また、医療従事者向け研修事業を通じて在宅医療の普及促進に努めております。今後、外来看護師のみならず、看護師の質の向上に関わる事業については、医療の動向や、地域看護の現状も踏まえつつ検討してまいります。(医療対策課医療人材確保G/保健医療企画課在宅医療推進G)

重点要望

要望１）（まちの保健室への協力支援）

大阪府看護協会では、行政及び地域の関係機関（社会福祉協議会やクリニックなど）と協働し、府内18ヵ所にて地域密着の「まちの保健室」の事業を実施している。

支援型まちの保健室（地域の看護職が無償で運営）の昨年度の新規開催は5ヵ所と地域の主体的な活動が広がっている。「健康への関心」を高めるために自助、共助をめざした「まちの保健室」設置に取り組むにあたり、開催場所の確保、運営に関する人材、物品、器材などの協力支援について関係各所に働きかけられたい。

また、本会では、新規支援型まちの保健室の開催地（大阪市内、島本町、柏原市）において、健康寿命の延伸、疾病の重症化予防（健診の啓発など）を目的に行政及び関係機関とともに多職種と連携した地域公開講座を開催予定である。そのための財政支援について検討を図られたい。

＜回答＞貴法人が実施する「まちの保健室」事業につきましては、身近な商業施設等で多くの府民からのこころとからだの相談に気軽に応じていただいているほか幅広い健康情報の提供も行うなど、地域の健康づくりの推進に大変有意義であると考えております。令和6年3月に「第4次大阪府健康増進計画」を改定し、引き続き、各主体が適切な役割分担のもと、オール大阪体制で府民の健康増進に向けた取組みを進めることとしております。今後とも大阪府が実施するセミナーをはじめとする健康づくりに関する事業の案内を行うなど、貴法人にも参画いただいている健活おおさか推進府民会議を通じて、府民への健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、情報提供等を行ってまいります。（健康づくり課企画・データヘルス推進G）

要望２）（学校・保育所で従事する看護師の実態把握と対策）

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、学校、保育所に看護師等を配置することが各施設の責務となった。しかし、大阪府内の学校看護師や保育所で働く看護師の数や離職率、業務実態が明確ではなく、従事する看護師が孤立した状況になっていることが懸念される。早急に実態把握と対策を講じられたい。

＜回答＞

【学校について】府立支援学校においては、「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」に基づき、各校で学校看護師をはじめ、管理職や教員等関係者の役割分担を整理し、相互に連携協力しながら、それぞれの役割において責任を果たしていく体制を構築しているところです。今後も、状況に応じて学校へのヒアリングを行いながら実施体制等の課題を把握し、学校看護師が働きやすい環境作りに努めてまいります。小中学校においては、学校看護師の人材確保や市町村の支援教育体制づくりの促進を図るため、平成30年度より「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しており、その中で学校看護師の定着支援や機能的な医療的ケア実施体制の構築の促進をめざし、大阪小児科医会との連携のもと、学校における医療的ケアに造詣の深い医師を学校に派遣し、指導助言を行っています。また、市町村教育委員会を対象とした「市町村医療的ケア連絡会」において、各市町村の学校看護師の雇用状況や、貴法人に委託しております医療講習会における学校看護師の意見交流の様子等を情報提供し、共有しています。加えて、「医療的ケア実践報告会」を通して、地域の学校における医療的ケアに係る実践や学校体制づくり等について教職員や求職中の看護師にも広く周知し、学校看護職の魅力についての普及、啓発に努めています。今後も、こうした取り組みの実施に努めてまいります。

【保育所について】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、保育所等の設置者は、

施設を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとされています。また、医療的ケア以外にも、障がいやアレルギー疾患など、保育所等が担う支援や配慮が拡大し、看護職の配置等による職員体制の確保や環境整備の必要性が高まっていますが、現状では、保育所等については、看護職は配置基準に含まれておらず、また公定価格の加算もありません。大阪府としては、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に対し、国の保育対策総合支援事業を活用して、看護職の配置にかかる費用等について支援を行っていますが、補助金の性質上、安定的、継続的な雇用につなげにくいという課題があります。このため、まずは大阪府内の保育所等に勤務する看護職の人数について把握するとともに、看護職の採用を希望する保育所等が安定的、継続的に雇用できる環境を整えることができるよう、十分な財政措置を講じることを国に要望してまいります。

(福祉部子ども家庭局子育て支援課認定こども園・保育G/教育庁教育振興室支援教育課生徒支援G支援学級G/教育庁教職員室教職員人事課府立学校人事G)

要望3) (学校・保育所での看護職受入れ)

介護保険施設、医療的ケアを必要とする学校及び保育所で働く看護職は、日勤業務が中心となるため、潜在看護師が復職として選択しやすいにもかかわらず、就業者が少ないのが現状である。いずれも少数職場となることから、看護職にかかる負担や不安などを理由に就労後も短期間での退職も多い。そのため、介護保険施設、学校、保育所に必要な知識や技術の習得のための復職支援も行い、また関係団体とも協力し看護職の受け入れなど環境の調整を図っている。

今後、ますます需要の高くなる職場となることが予測され、関係団体及び施設への看護職受け入れのための体制や環境の整備について啓発を継続されたい。

《回答》

【学校について】府立支援学校においては、学校看護師が、医療的ケアに造詣の深い医師に直接相談ができる「医師への相談事業」を行っています。また、学校看護師に対して管理職が面談を行い、看護師の勤務状況や心身の状態を把握し、必要に応じて状況改善に努めています。今後も、学校看護師が働きやすい体制作りや環境整備に努めてまいります。小中学校においては、学校看護師の人材確保と体制整備推進を目標に、平成30年度より「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しており、貴法人の協力のもと実施している学校看護師対象の「医療講習会」をはじめ、大阪小児科医会と連携して実施している「専門家派遣」、「医療的ケア実践報告会」等、様々な取組みを進めています。今後も、各市町村における医療的ケア実施体制整備の推進に努めてまいります。

【介護保険施設について】介護保険施設における看護職員の配置については、介護保険法において、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（指定都市、中核市）が定めることが明記されており、大阪府では介護保険施設や指定居宅サービス事業所等の人員、設備及び運営の基準を条例で定めています。

【保育所について】保育所において、医療的ケアや、障がいやアレルギー疾患など、保育所等が担う支援や配慮が拡大し、看護職の配置等による職員体制の確保や環境整備の必要性が高まっていると認識しています。一方で、保育所や認定こども園については、現状、看護職は配置基準に含まれておらず、また公定価格の加算もありません。医療的ケア児の受入れを行う保育所等に対しては、国の保育対策総合支援事業を活用し、大阪府として看護職の配置にかかる費用等について支援を行っていますが、補助金の性質上、安定的、継続的な雇用につなげにくいという課題があります。このため、まずは大阪府内の保育所等に勤務する看護職の人数について把握するとともに、看護職の採用を希望する保育所等が安定的、継続的に雇用できる環境を整えることができるよう、十分な財政措置を講じることを国に要望してまいります。

(福祉部高齢介護室介護事業者課施設指導G/福祉部子ども家庭局子育て支援課認定こども園・保育G)

要望4) (医療的ケア児を担当する看護職員の研修)

特別支援学校や小中学校等で医療的ケア児が充実した学校生活が送れるよう、担当する看護職員の資質向上を図るため、本会の研修を必須研修として位置づけ、継続支援をお願いしたい。

《回答》学校に勤務する看護師のスキル向上などのため、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校の看護師に対し、貴法人等が主催する研修を周知するほか、貴法人に委託して、小中学校に勤務する学校看護師を対象とした「学校看護師のための医療講習会」を実施しています。今後も引き続き、こうした取り組みの実施に努めてまいります。(教育庁教育振興室支援教育課 生徒支援G 支援学級G)

要望5) (医療的ケア看護職員(学校看護職員)の定数化)

医療的ケア児が在籍する学校等へそれぞれの障がいの状態や人数に応じた医療的ケア看護職員(学校看護師)の定数化がされるよう図られたい。

《回答》学校教育法施行規則の改正により、学校で医療的ケアを行う看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、学校看護師の配置については、依然として、定数化されていません。安定的な学校看護師の確保のため、引き続き、標準法定数内配置の義務付け及び標準法定数内配置にあたり、医療的ケアが必要な児童生徒等の状況に対応した客観的な基準の設定を国に要望してまいります。(教育庁教育振興室支援教育課生徒支援G/教育庁教職員室教職員人事課府立学校人事G)

要望6) (訪問看護における医療安全の研修・相談窓口)

訪問看護における事故発生防止に向けた医療安全への取り組みのための専門的な研修の実施および相談窓口設置への支援をされたい。

《回答》訪問看護における事故発生防止に向けた医療安全への専門的な研修については、「訪問看護確保定着支援事業」において、大阪府訪問看護ステーション協会に実施いただいているところです。訪問看護に関する相談については、日頃より訪問看護ステーション協会や貴法人において受けていただき、必要時は専門機関へご紹介いただいております。また、「大阪府訪問看護実態調査」において、令和6年度から新たに各訪問看護ステーションにおけるインシデント・アクシデント事例の収集を行い、医療安全の実態把握に努めており、今後も関係団体と連携して取り組んでまいります。(保健医療企画課在宅医療推進G)

要望7) (訪問診療に係る駐車許可の周知と対応)

令和6年3月に警察庁交通局交通規制課長より「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について」の通達が出ている。許可する日時については、緊急時等も含み柔軟な対応を図ることとある。実際緊急時訪問時において、駐車場を探したために、看取りや痛み緩和への対応が遅くなり、利用者本人や家族に負担をかけたと回答している事業所が多数ある。このことから、大阪府においても早急に、周知と対応を進められたい。

《回答》本通達については、訪問診療・訪問看護に従事される方に知っていただくため、大阪府医師会や訪問看護ステーション協会へ共有させていただきました。今後も、幅広い方へ周知すべき内容の通達が出た場合、速やかに関係団体へ共有させていただきます。訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化については、これまで数次に渡り周知依頼が行われており、大阪府においても、所管の介護事業者に対して、大阪府ホームページに掲載することにより周知をしておりますが、令和

6年3月の再周知の依頼も踏まえ、引き続き大阪府ホームページへの掲載により周知をしております。
(保健医療企画課在宅医療推進G/福祉部高齢介護室介護事業者課居宅G)

要望8) (訪問看護推進事業費に係る本会への支援)

「大阪府訪問看護推進事業費」の位置づけとして、本会に訪問看護師の研修の拠点として(訪問看護の質向上、医療安全など)、財政支援を図られたい。

また、病院と在宅医療を担う訪問看護ステーション・福祉関係施設の相互研修について、より参加しやすいような内容の見直しを行うとともに、継続的な財政支援を図られたい。

《回答》「大阪府訪問看護推進事業」は、訪問看護師の確保・定着・資質向上、訪問看護ステーションの運営体制の強化等を図ることを目的とした複数の事業で構成しており、事業内容に応じて関係団体を支援しています。具体的には、訪問看護師の確保・定着・資質向上を目的とした事業や、訪問看護ステーションの規模拡大・機能強化を目的とした事業については、訪問看護に関する幅広い知識・技術を有し、大阪府内の訪問看護ステーションを広域的・総合的に支援する大阪府訪問看護ステーション協会が実施する事業を支援しています。また、訪問看護師の資質向上を図るため、医療機関に勤務する看護師と訪問看護師等が各々の役割を理解し、地域の円滑な連携体制を構築することを目的とした相互研修事業については、医療機関や地域の療養の場における看護職員を支援する貴法人に実施いただいているところです。相互研修事業については、決められた3～4日の研修期間中、職場を離れることが困難との意見もあり、近年、受講者数が伸び悩んでおりましたので、令和7年度からは、より多くの方に受講いただけるよう、研修日数を1日間とし、複数日から選択できるように変更する予定です。今後、貴法人のご意見も伺いながら研修内容の見直し等を行ってまいります。(保健医療企画課在宅医療推進G)

要望9) (流産・死産等で子を亡くされた方への支援)

流産・死産等で子を亡くされた方への要支援者情報提供票(ペリネイタルロス版)を作成したので、大阪府のホームページに掲載していただき、広報と活用促進を図られたい。

《回答》貴法人で作成された情報提供票については、試行時、大阪府より市町村に対して情報を提供し、活用いただいたところです。今後、本格的な運用の際には、貴法人と連携し、情報提供を行ってまいります。(地域保健課母子G)

要望10) (男性の育児に対する知識の育成の活動の支援)

令和4年10月から産後パパ育休が始まるなど、男性の育児参加の増加とともに、男性の産後うつも増加している。

男性の育児休業や育児と仕事の両立支援制度などが進められる中、並行して男性の育児に対する知識の育成が必要である。助産師による活動に対する支援を図られたい。

《回答》大阪府では、市町村が実施する産前・産後サポート事業を含む「妊娠・出産包括支援事業」の体制整備を目的として、平成27年度より、保健師、助産師等を対象とした「母子保健コーディネーター育成研修」を実施するとともに、市町村間の情報交換等を目的とした「妊娠・出産包括支援推進連絡会」等の「妊娠・出産包括支援推進事業」を実施しています。産前・産後サポート事業における「出産や子育てに悩む父親支援」では、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関しての悩みを持つ父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応が求められていると認識しており、引き続き研修等の開催を通して、事業推進に努めてまいります。(地域保健課母子G)

要望 1 1) (虐待未然防止の支援)

大阪府は全国に比べ、子ども虐待対応件数が多く、増加傾向にある。また0歳児の虐待による死亡件数が虐待死亡数全体の約50%を占めている。妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者の「早期把握」、未受診・飛込による出産などへの対応が虐待の防止につなげるため、助産師と保健師との連携強化・活動の財政支援を図られたい。

《回答》医療機関や助産所において、保健機関における早期からの養育支援を行うことが特に必要であると判断した事例については、要養育支援者情報提供票の活用により、医療と保健の連携を図り、切れ目ない支援を提供できる体制づくりに取り組んでいます。(地域保健課母子G)

要望 1 2) (産後ケア事業の広域的な調整)

産後ケア事業については、市町村により利用者の自己負担額、ショートステイの運営時間、利用者持参の備品など条件や取扱いが異なる。

産後ケア事業の提供体制の整備として、国から基本方針が出され、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、都道府県は市町村の事業計画の協議を受け確認し、また基本方針に基づき都道府県の事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める、とされている。この点を踏まえ、広域的な調整を図られたい。

《回答》産後の心身のサポートや育児のサポート等を行う産後ケア事業は、地域のニーズや社会資源等の状況に応じ、実施主体である市町村が判断した条件や内容により平成27年度から順次開始され、令和3年10月からは府内全市町村で実施されています。大阪府としては、産後ケア事業を含む、妊娠・出産包括支援事業が一定の水準で実施されるよう、平成27年度より、主に市町村の保健師、助産師等を対象とした「母子保健コーディネーター育成研修」を実施するとともに、事業実施状況の把握及び市町村間の情報交換等を目的とした「妊娠・出産包括支援推進連絡会」等を開催しているところです。加えて、子ども・子育て支援法の改正により産後ケア事業に係る都道府県の広域的な調整機能が期待されることとなったことを踏まえ、令和6年10月に新たに国ガイドラインにおいて定められた安全に関する留意事項について、大阪府から市町村に対しマニュアル策定例の提示を行ったほか、令和7年2月に研修会を開催する予定です。今後も、大阪府内において円滑かつ安定的に産後ケア事業が実施されるよう、市町村の意見も踏まえつつ、必要な広域調整について検討していきます。((地域保健課母子G)

1 3) (認知症対応力向上研修)

高齢者などが住み慣れた環境で生活するために、看護職が他の職種と連携・協働した多職種チームによる入院退院支援・調整が重要であり、特に認知症の方と接する機会の多い看護職員には適切な認知症ケアとマネジメントが不可欠であることから、必要な研修事業についての継続支援をお願いしたい。

《回答》入退院支援体制の強化については、平成29年度より貴法人への補助事業として、病院における患者とその家族への入退院支援や退院調整の業務に従事する看護職員等を育成する在宅医療移行支援事業を実施していただいております。今後も本事業への支援を通じて、入退院支援、退院調整に携わる職員の人材育成に取り組んでまいります。国の認知症地域医療支援事業実施要綱に基づき、認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、認知症の人の入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し、伝達をすることで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とした看護職員認知症対応力向上研修、また、認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における

認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とした病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修を貴法人に委託して実施しています。認知症ケアの適切な実施を図るため、引き続き貴法人の協力を得ながら、研修を実施してまいります。(福祉部高齢介護室介護支援課認知症・医介連携G/保健医療企画課在宅医療推進G)

要望 1 4) (入退院支援の研修体制の充実等)

超高齢少子多死社会を迎えるにあたり、全世代を支える看護機能の強化として、入退院支援にかかわる看護の質向上に向けた研修、在宅における看取りに対応できる看護職育成について実施できるよう財政的支援を図られたい。

また、退院支援の院内体制整備の仕組みとして、退院前調整の専門人員の確保(入退院支援職員)など、現場に即した対応の検討を図られたい。

《回答》大阪府では、市町村等が地域における入退院時のルールやシートを作成する際の参考としていただくため、退院後の疾患の再発予防・重度化予防を図りながら在宅生活の再構築に向け、病院と在宅チームが行うべきこと、大切にしたい視点などをまとめた「大阪府入退院支援の手引き」を作成し、大阪府ホームページにおいて掲載するなど、関係者への周知を図っているところです。入退院支援にかかわる看護の質向上に向けた研修については、平成29年度より貴法人への補助事業として、病院における患者とその家族への入退院支援や退院調整の業務に従事する看護職員等を育成する在宅医療移行支援事業を実施していただいております。また、在宅における看取りへの対応については、「多職種協働による意思決定支援研修会」「在宅医療における死因診断に関する研修会」等の看取りに関する医療従事者向け研修事業への支援を通じて人材育成に努めております。さらに、退院前調整の専門人員の確保については、病院の入退院支援機能の強化に向け、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援しているところです。今後も、貴法人の協力を得ながら、各事業への支援を通じて入退院支援、退院調整に携わる職員の人材育成等に取り組んでまいります。(福祉部高齢介護室介護支援課認知症・医介連携G/保健医療企画課在宅医療推進G)

要望 1 5) (社会福祉施設における看護管理者の配置の体制強化)

コロナ禍で社会福祉施設における感染管理を含む安全管理の重要性が認識されたところである。社会福祉施設における看護管理者の配置の体制強化を図られたい。

《回答》看護職員の配置については、介護保険法において、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(指定都市、中核市)が定めることが明記されており、大阪府では介護保険施設や指定居宅サービス事業所等の人員、設備及び運営の基準を条例で定めています。なお、令和6年4月の報酬改定において、介護保険施設等は、感染症発生時に備えた平時からの対応として、協力医療機関との連携体制を見直し、さらに、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症発生時における対応についても協議を行うことが義務付けられたところです。また、看護職員の基準以上の配置、24時間連絡体制の整備を行った施設を評価する既存の加算の他に、感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している施設を評価する新たな加算が設けられました。(福祉部高齢介護室介護事業者課施設指導G)

4. 災害及び新興感染症に対する備え

最重点要望

要望1) (災害支援ナースに係る協定締結)

病院に所属する災害支援ナースについては所属施設との協定を令和6年より順次すすめていただいているが、診療所や訪問看護事業所、助産所や学校等、病院以外に所属する災害支援ナースや所属施設がない災害支援ナースについても速やかに大阪府との協定締結が可能となるよう必要な措置を講じられたい。

《回答》大阪府では、医療法や国から示されている活動要領等で一定、整理されること、及び、災害支援ナース養成研修を修了し、災害支援ナースとして登録された方の大半が病院に所属していることを受け、まずは病院との協定締結を進めていたところです。今後は、病院以外の施設との協定締結について、整理をすすめていく予定です。また、所属施設がない災害支援ナースについては、貴法人の協力は必要不可欠と考えておりますので、今後は、貴法人と相談しながら、検討してまいります。

要望2) (災害支援ナースの派遣活動に向けた措置)

災害支援ナースが、国から示された「災害支援ナース活動要領」に沿って活動できるよう、大阪府地域防災計画、大阪府医療計画および大阪府感染症予防計画等の整備、関係各所との調整等を行っておられると考えるが、有事の際の派遣活動のスムーズな実施のため、関係各所への理解と周知、訓練等が早急にできるよう必要な措置を図られたい。

《回答》災害支援ナースの派遣活動が有事の際に円滑に実施できるよう、令和6年度は、11月の「近畿地方DMATブロック訓練」及び1月の「大阪府地震・津波災害対策訓練」に貴法人にも参加いただいたところです。訓練に参加いただくことで、関係機関の災害支援ナースに対する理解が進むと考えられることから、令和7年度以降も災害訓練等へご参加いただけるよう、貴法人と相談しながら、協議してまいります。(医療対策課医療人材確保G)

重点要望

要望1) (中小規模病院・社会福祉施設等の感染予防対策)

中小規模病院及び社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策の強化を目的とした事業は、令和2年度試行実施を含め、毎年継続して財政的支援等をいただき実施している。研修に参加された施設にとっては、実践現場への還元により、高い効果が得られていると評価を受けているが、定員数を大幅に超える応募がある。財政支援の継続をお願いしたい。

《回答》

【地域における感染対策の強化について】感染症が発生した際の感染拡大を防ぐ体制の構築をめざし、地域内で行政、医療機関、社会福祉施設等が円滑な連携を図るための情報基盤である「地域包括的感染症対策プラットフォーム」の運用を開始したところです。今後は、この情報基盤を活用した取組みを進め、感染症に対応できる人材を育成しつつ、感染症に関する取組みを各機関等と協働で進めていきたいと考えています。貴法人には、引き続き、研修等を通じた人材育成について協力いただきたいと考えており、取組みに必要な予算確保に努めてまいります。

【社会福祉施設等について】令和2～5年度に実施をした「社会福祉施設等感染症予防重点強化事業」では、貴法人に579施設を訪問いただき、感染症に関する専門的な知識と技術をもつ認定看護師等による、施設に応じた具体的なアドバイスは、施設から高い評価を得てきました。令和6年度からは、社会福祉施設に在籍する看護職及び介護職等を対象とした、実技やグループワーク等の実践的な内容も盛り込んだ感染症対策研修を実施し、6回363人に参加いただきました。研修終了後のアンケートでは「感染症における標準予防策の話やグループワークの話がとても為になりました。」「他の施設での対応や対策を聞くことが出来、対処方法なども聞くことが出来た。」「標準予防策などきちんと行い、自分を感染から守ることを徹底しようと思えた。」といった感想もいただいております。社会福祉施設において、新型コロナウイルスといった新興感染症などに対する対応力の向上は重要と考えており、地域包括的感染症対策ネットワークに社会福祉施設等の参画を働きかけるとともに、引き続き、貴法人の協力を得ながら自施設の感染対策が適切にできる人材を育成し、施設等での感染症対応力の強化を図ってまいります。（福祉部地域福祉推進室地域福祉課施策推進G/医療対策課医療人材確保G）

要望2）（潜在看護師の有事の活躍に向けたデータベース登録）

潜在看護師が有事の際に活躍できるよう、研修の継続およびデータベース登録について引き続き支援をお願いしたい。

＜回答＞令和4年度よりナースセンター事業において、潜在看護師が有事の際に活躍できるよう、研修の実施及びデータベースの構築・管理を委託しているところであり、引き続き、予算確保に努めてまいります。（医療対策課医療人材確保G）